

令和 2 年度の債権管理の状況と課題

1 令和 2 年度の状況

令和 2 年度末の本市の未収金の状況を見ると、全市合計の未収金額は 193 億円余となり、前年度から 43 億円余増加する見込みである。これは財政局の未収金額が 49 億円余増加するところが大きく、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として創設された市税の徴収猶予の特例制度の適用により、法人市民税などの市税 48 億円余が令和 3 年度の歳入へ繰り越されたことが、令和 2 年度の未収金が大幅に増加した大きな要因と考えられる。

また、健康福祉局の未収金額は 6 億円余減少する見込みである。これは、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料において、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として創設された特例的な減免制度の適用により、令和 2 年度については、これらの保険料 16 億円余が軽減されたことが大きな要因と考えられる。

令和 2 年度の全市の未収金は大幅な増加が見込まれるものの、これは主な市債権について、新型コロナウイルス感染症の影響により納付困難な方に対し減免や支払猶予等の適切な対応が行われたところが大きく、債権管理条例等に基づいた適正な債権管理に取り組んだ状況が伺える。

2 今後の課題

(1) 令和 2 年度に大幅に増加した未収金の圧縮

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により大幅に増加した未収金を圧縮することが喫緊の課題である。特に市税について、徴収猶予の特例制度の適用者への適切な対応及び徴収すべき者からの確実な徴収を徹底すること等により、未収金の圧縮を図り、歳入の根幹たる市税収入の確保に努めていく必要がある。

(2) 依然として厳しい経済情勢を踏まえた納付困難者への対応

令和 3 年度においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は収束

しておらず、経済情勢及び雇用情勢は依然として厳しい状況にある。こうした状況を踏まえ、引き続き、納付困難な方に対しては減免や支払猶予等の適切な対応をとっていく必要がある。

(3) 債権管理業務を縮小せざるを得ない状況下での取組み

令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種が始まり、区役所を始めとして全庁体制でワクチン接種を進めている。また、感染拡大に伴い本市各部署においても感染者が出るなど、一時的に債権管理業務を含め業務の停止又は縮小をせざるを得ない状況にある。こうした状況下においても、法令上行わなければならない督促状の発付の事務など債権管理条例等に基づいた適正な債権管理を確実に実施していく必要がある。